

IP5 特許審査ハイウェイ及びグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラム のための韓国特許庁への申請手順(仮訳)

欧州特許庁(EPO)、日本特許庁(JPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家知識産権局(SIPO)及び米国特許商標庁(USPTO)は、五大特許庁と呼ばれていますが、2014年1月6日から3年間IP5特許審査ハイウェイ(IP5 PPH)の試行プログラムを開始することに合意しました。

オーストラリア特許庁(IP Australia)、カナダ知的財産局(CIPO)、デンマーク特許商標庁(DKPTO)、フィンランド特許庁(NBPR)、ハンガリー特許庁(HIPO)、アイスランド特許庁(IPO)、イスラエル特許庁(ILPO)、日本国特許庁(JPO)、韓国特許庁(KIPO)、北欧特許庁(NPI)、ノルウェー産業財産庁(NIPO)、ポルトガル産業財産庁(INPI)、ロシア特許庁(ROSPATENT)、スペイン特許商標庁(SPTO)、スウェーデン特許登録庁(PRV)、英国知的財産庁(UKIPO)及び米国特許商標庁(USPTO)は、2014年1月6日から、終了日を定めずに、グローバル特許審査ハイウェイ(グローバル PPH)試行プログラムを開始することに合意しました。

IP5 PPH 及びグローバル PPH 試行プログラムは、国内の成果物を使用した特許審査ハイウェイ(PPH)及び特許協力条約の成果物を使用した特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)の両方が含まれます。出願人は、本書の第I部で定める手続きを経て PPH による早期審査を請求することができ、本書の第II部に定める手続きを経て PCT-PPH による早期審査を請求することができます。

各庁は申請の件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、試行プログラムを終了することができます。試行プログラムが終了する場合には、事前通知が公表されます。

第1部

国内成果物に基づく PPH 申請

出願人は、先行庁(OEE)である、DKPTO、EPO、HIPO、ILPO、INPI、IP Australia、IPO、IPOS、JPO、NBPR、NIPO、PRV、ROSPATENT、SIPO、SPTO、UKIPO 及び USPTO からの国内成果物に基づいて韓国特許庁に提出された出願により早期審査を請求することができます。申請は、次の要件を満たす必要があります。出願人は、関連する書類と共に申請フォーム「特許審査ハイウェイに基づく早期審査請求」を韓国特許庁に提出しなければなりません。

1.要件

(a) PPH を申請する KIPO 出願および対応する先行庁出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一でなければならない。

出願人は、韓国出願と先行庁出願の最先の日を記載し、それらの出願の関係を申請フォーム上で説明する必要があります。上記の要件が満たされている例については、別紙 I を参照してください。

(b) 当該出願に対応する先行庁出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

請求項は、出願がまだ特許を付与されていない場合であっても、先行庁の審査官が、最新のオフィスアクションにおける特許可能な請求項を明示的に特定したときに“特許可能と判断”されます。先行庁のオフィスアクションが特定の請求項が特許可能であることを明示的に示していない場合は、出願人は、PPH 試行プログラムへの参加申請とともに、その請求項について先行庁オフィスアクションで拒絶されていないため、その請求項は先行庁によって特許可能とみなされる旨を説明する文を含める必要があります。

(c) PPH に基づく早期審査を申請する韓国出願のすべての請求項が、対応する先行庁出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、韓国出願の請求項が先行庁出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、韓国出願の請求項の範囲が先行庁出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

その際、先行庁出願の請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

先行庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、先行庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、韓国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、韓国出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

韓国特許庁への出願に先行庁における特許可能と判断された「すべて」の請求項を含める必要はありません(請求項の削除は可能)。たとえば、先行庁における出願が特許可能と判断された5つの請求項を含む場合、韓国出願は、5つの請求項のうち 3 つのみを含んでもかまいません。

「十分に対応している」とみなされる例、及び「十分に対応している」とはみなされない例は、別紙Ⅱを参照してください。

(d) 韓国特許庁において、「審査請求」が行われていること。

PPH に基づく早期審査請求は、審査請求と同時か、審査請求が先行しなければなりません。PPH に基づく早期審査請求は、審査が開始されていないときだけでなく、審査がすでに始まっている時にも申請することができます。

2.提出書類

次の(a)～(d)の書類を「特許審査ハイウェイに基づく早期審査請求」に添付して提出する必要があります。

以下に記載されているように、これらの書類の提出を省略することができる場合がありますが、この場合であっても、「特許審査ハイウェイに基づく早期審査請求」に提出を省略する書類名を記載する必要がありますのでご注意ください(記入例をご参照ください)。

(a) 対応する先行庁出願に対して先行庁から出された(特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文

翻訳文の言語として韓国語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクションの概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

当該オフィスアクション及びその翻訳文が先行庁のドシエ・アクセス・システム(DAS)において提供されている場合は、出願人は提出する必要がありません。

(b) 先行庁で特許可能と判断された請求項の写し、及びその翻訳文

翻訳文の言語として韓国語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳された請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

当該請求項及びその翻訳文が先行庁のドシエ・アクセス・システム(DAS)において提供されている場合は、出願人は提出する必要がありません。

(c) 対応する先行庁出願のオフィスアクションにおいて審査官が提示した引用文献の写し

提出されるべき引用文献の写しは、先行庁でのオフィスアクションで引用された文献

です。引用文献が特許文献であれば、出願人は提出することを要求されません。ただし、韓国特許庁が有していない文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳は提出不要です。

(d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する先行庁出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1. (c)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(下記記入例及び別紙Ⅱをご参照ください)。

3. 早期審査費用

出願人は、PPH 申請料金を支払わなければなりません。これは、韓国特許庁におけるすべての種類の早期審査の要件です。

4. PPH に基づく早期審査に関する手続

韓国特許庁は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。韓国特許庁が申請を認めた場合、当該出願は PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。出願人は申請で認定された不備を修正する機会を与えられます。申請が修正されない場合、その出願は通常の順番でアクションを待ち、出願人に通知されます。

韓国特許庁は、PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられたことを承諾した旨を出願人に通知しませんが、出願人は、早期審査によるオフィスアクションの受領によってそれを認識することができます。

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請の様式の例(“早期審査の申請”及び
“特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請の説明”の2つの様式からなります)

【서류명】 심사청구(우선심사신청)서 (早期審査の申請様式)

【구분】 우선심사신청 (早期審査の申請)

【제출인】 (申請者)

【명칭】 (名前)

【출원인코드】 (申請者ID)

【사건과의 관계】 (關係)

【대리인】 (代理人)

【성명】 (名前)

【대리인코드】 (代理人番号)

【포괄위임등록번호】 (包括委任登録番号)

【사건의 표시】 (出願)

【출원번호】 (出願番号)

【발명의 명칭】 (名称)

【수수료】 (手数料)

【우선심사 신청료】 (早期審査手数料)

【수수료 자동납부번호】 (手数料自動納付番号)

【취지】 (目的)

【첨부서류】 (添付書類, PCT-PPHに基づく早期審査請求の説明)

【서류명】 특허심사하이웨이 (PPH)에 의한 우선심사신청설명서

(PPHに基づく早期審査請求の説明)

【대상국가등】 (先行庁)

【본원출원번호】 (本願出願番号)

【대응출원번호】 (対応出願の出願番号)

【본원출원과 대응출원의 관계】 (本願出願と対応出願の関係)

【제출서류】 (提出書類)

【특허가능하다고 판단된 특허청구범위】 (特許可能と判断された請求項)

【서류명 및 제출(발행)일】 (発行日)

【서류제출여부】 (書類提出の有無)

【제출생략 이유】 (提出を省略する理由)

【번역문제출여부】 (翻訳文提出の有無)

【제출생략 이유】 (翻訳文の提出を省略する理由)

【심사관련통지서】 (先行庁のオフィスアクション)

【서류명 및 통지일】 (発行日)

【서류제출여부】 (書類提出の有無)

【제출생략 이유】 (提出を省略する理由)

【번역문제출여부】 (翻訳文を提出しているか否か)

【제출생략 이유】 (翻訳文の提出を省略する理由)

【심사단계에서 인용된 선행기술문헌】 (先行庁のオフィスアクションで引用された
文献)

【명칭】 (名称)

【제출여부】 (提出しているか否か)

【제출생략 이유】 (提出を省略する理由)

【청구항간 대응관계설명표】 (請求項対応表)

본원출원의 청구항 번호 (請求項の番号)	대응출원에서 특허가능하다고 판단한 청구항 번호 (先行庁出願の請求項の番号)	대응관계 설명 (対応関係の説明)

第2部

PCT 国際段階成果物を利用した PCT-PPH 申請

出願人は、CIPO, EPO, ILPO, IP Australia, JPO, KIPO, NBPR, NPI, PRV, ROSPATENT, SIPO, SPTO 及び USPTO からの PCT 国際段階に基づいた、韓国特許庁への出願につき、早期審査を申請することができます。申請は以下の要件を満たさなければならず、出願人は、韓国特許庁に、関連する書類とともに“PCT-PPHに基づく早期審査の申請”の申請様式を提出しなければなりません。

1. 申請要件

(a) PCT-PPH を申請する韓国出願および PCT-PPH 申請の基礎となる対応する国際出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一でなければならない。

出願人は、韓国出願と対応する国際出願の最先の日を記載し、それらの出願の関係を申請フォーム上で説明する必要があります。上記の要件が満たされている例については、別紙Ⅱを参照してください。

(b) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA) 及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性(新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

国際調査報告(ISR)のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎とする最新国際段階成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見に対応する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明しなければなりません。この場合、出願人が特許性について何ら釈明をしないとき、その出願は PCT-PPH 申請の対象となりません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見に対応する補正がなされたか否かは PCT-PPH の対象となるか否かの判断に影響しません。

しかしながら、PCT-PPH 申請の基礎とする WO/ISA、WO/IPEA、IPER が SIPO により作成され、WO/ISA、WO/IPEA、IPER の第 VIII 欄に何らかの意見が記載された場合は、その出願は PCT-PPH 申請の対象となりません。

(c) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。例えば、最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、韓国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

韓国特許庁への出願に先行庁における特許可能と判断された「すべて」の請求項を含める必要はありません(請求項の削除は可能)。たとえば、先行庁における出願が特許可能と判断された5つの請求項を含む場合、韓国出願は、5つの請求項のうち 3 つのみを含んでもかまいません。

「十分に対応している」とみなされる例、及び「十分に対応している」とはみなされない例は、別紙Ⅲを参照してください。

(d) 韓国特許庁において、「審査請求」が行われていること。

PCT-PPH に基づく早期審査請求は、審査請求と同時か、審査請求が先行しなければなりません。PCT-PPH に基づく早期審査請求は、審査が開始されていないときだけでなく、審査がすでに始まっている時にも申請することができます。

2.提出書類

次の(a)～(d)の書類を「PCT-PPHに基づく早期審査請求」に添付して提出する必要があります。

以下に記載されているように、これらの書類の提出を省略することができる場合がありますが、この場合であっても、「PCT-PPHに基づく早期審査請求」に提出を省略する書類名を記載する必要がありますのでご注意ください(記入例をご参照ください)。

(a) 特許性有りととの判断が記載された最新国際段階成果物の写し、及びその翻訳文
翻訳文の言語として韓国語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳された国際段階成果物を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

当該最新国際段階成果物の写しと、その翻訳文が、“PATENTSCOPE”¹で取得可能である場合(例えば国際特許公報が発行された場合)、韓国特許庁から要求されない限り、出願人はそれらの書類を提出する必要はありません。

(b)最新国際段階成果物で特許性有りととの判断が示されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文

翻訳文の言語として韓国語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳された請求項を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

特許性有りととの判断が示されたすべての請求項の写し、及びその翻訳が、“PATENTSCOPE”で取得可能である場合、韓国特許庁から要求されない限り、出願人はそれらの書類を提出する必要はありません。

(c) 最新国際段階成果物で提示された文献の写し

提出されるべき引用文献の写しは、国際段階成果物で引用された文献です。引用文献が特許文献であれば、出願人は提出することを要求されません。ただし、韓国特許庁が有していない文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳は提出不要です。

¹ <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

(d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する国際出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1. (c)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(下記記入例及び別紙Ⅱをご参照ください。)

3. 早期審査費用

出願人は、PPH 申請料金を支払わなければなりません。これは、韓国特許庁におけるすべての種類の早期審査の要件です。

4. PCT-PPH に基づく早期審査に関する手続

韓国特許庁は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PCT-PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。韓国特許庁が申請を認めた場合、当該出願は PCT-PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。出願人は申請で認定された不備を修正する機会を与えられます。申請が修正されない場合、その出願は通常の順番でアクションを待ち、出願人に通知されます。

韓国特許庁は、PCT-PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられたことを承諾したことを出願人に通知しませんが、出願人は、早期審査によるオフィスアクションの受領によってそれを認識することができます。

PCT-PPH に基づく早期審査の申請の様式の例(“早期審査の申請”及び“PCT-PPH
に基づく早期審査の申請の説明”の2つの様式からなります)

【서류명】 심사청구(우선심사신청)서 (早期審査の申請様式)

【구분】 우선심사신청 (早期審査の申請)

【제출인】 (申請者)

【명칭】 (名前)

【출원인코드】 (申請者ID)

【사건과의 관계】 (關係)

【대리인】 (代理人)

【성명】 (名前)

【대리인코드】 (代理人番号)

【포괄위임등록번호】 (包括委任登録番号)

【사건의 표시】 (出願)

【출원번호】 (出願番号)

【발명의 명칭】 (名称)

【수수료】 (手数料)

【우선심사 신청료】 (早期審査手数料)

【수수료 자동납부번호】 (手数料自動納付番号)

【취지】 (目的)

【첨부서류】 (添付書類, PCT-PPHに基づく早期審査請求の説明)

【서류명】 PCT-PPH에 의한 우선심사신청설명서

(PCT-PPHに基づく早期審査請求の説明)

【대상국가등】 (ISAまたは IPEAとしての先行庁)

【본원출원번호】 (本願出願番号)

【대응출원번호】 (対応出願の出願番号)

【본원출원과 대응출원의 관계】 (本願出願と対応出願の関係)

【제출서류】 (提出書類)

【신규성, 진보성 및 산업상 이용가능성이 모두 있다고 판단된 특허청구범위】

(新規性、進歩性、産業上の利用可能性が全てであると判断された特許可能である請求項)

【서류명 및 제출(발행)일】 (発行日)

【서류제출여부】 (書類提出の有無)

【제출생략 이유】 (提出を省略する理由)

【번역문제출여부】 (翻訳文提出の有無)

【제출생략 이유】 (翻訳文の提出を省略する理由)

【국제조사 또는 국제예비심사 관련 통지서】 (国際段階成果物)

【서류명 및 통지일】 (発行日)

【서류제출여부】 (書類提出の有無)

【제출생략 이유】 (提出を省略する理由)

【번역문제출여부】 (翻訳文を提出しているか否か)

【제출생략 이유】 (翻訳文の提出を省略する理由)

【국제조사 또는 국제예비심사에서 인용된 선행기술문헌】 (WO/IPERで引用された文献)

【명칭】 (名称)

【제출여부】 (提出しているか否か)

【제출생략 이유】 (提出を省略する理由)

【청구항간 대응관계설명표】 (請求項対応表)

본원출원의 청구항 번호 (請求項の番号)	대응출원에서 특허가능하다고 판단한 청구항 번호 (対応する国際出願の請求項の番号)	대응관계 설명 (対応関係の説明)

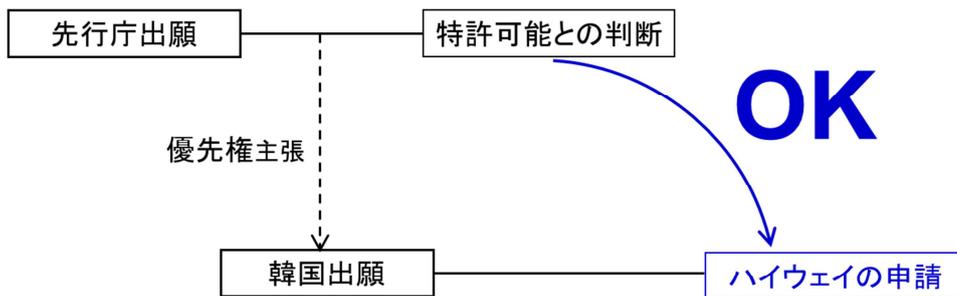
【국제출원에 관한 의견 관련 설명】

(国際段階成果物の第VIII欄のコメントについての説明)

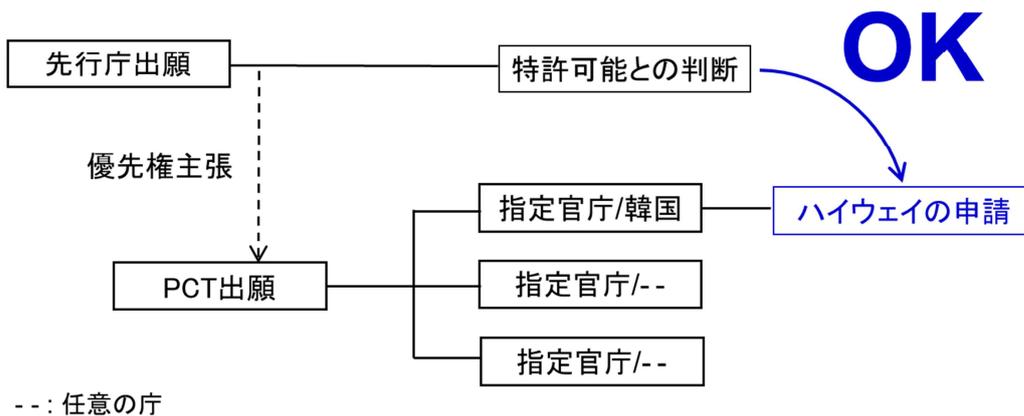
別紙 I
PPHの対象となる韓国出願の例

事例 I (図A,B,C,D)

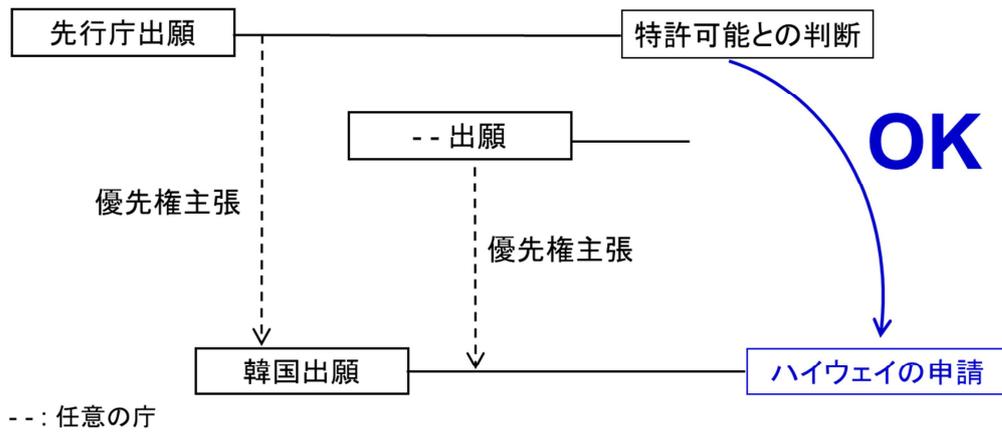
先行庁出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張する韓国出願



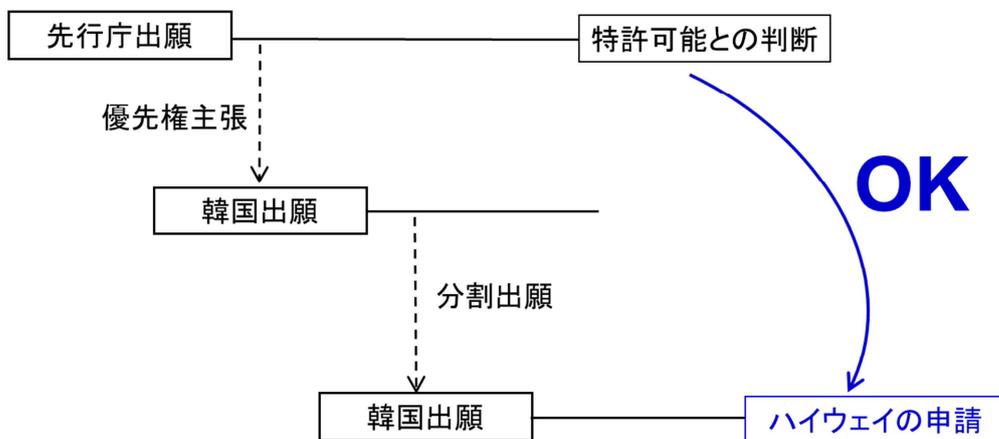
(図A) パリルート



(図B) パリルート及びPCTルート



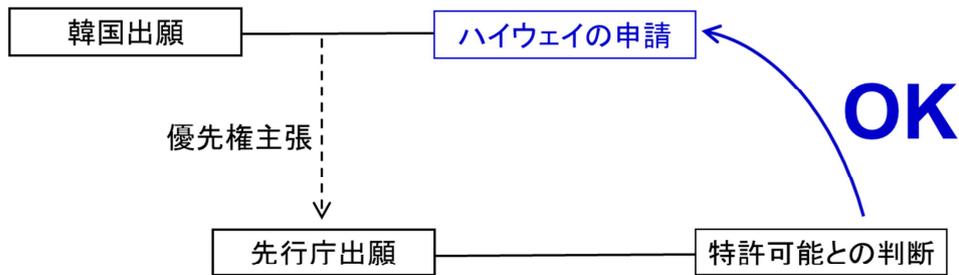
(図C) パリルート及び複数の出願に基づく優先権主張



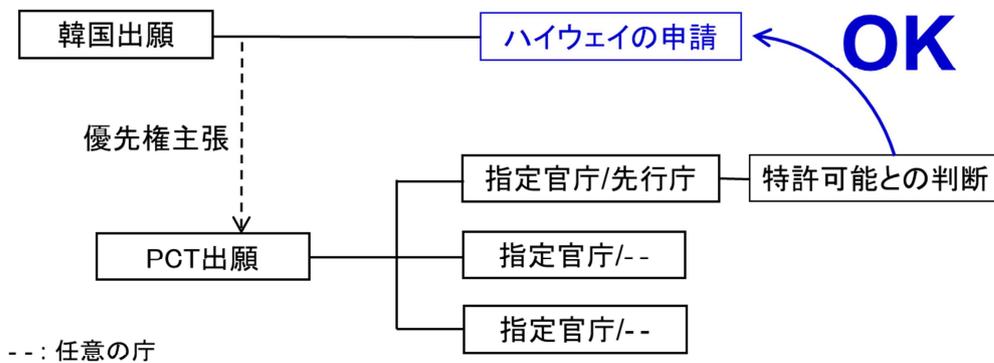
(図D) パリルート及び分割出願

事例Ⅱ (図E,F)

先行庁出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている韓国出願 (PCT出願の国内移行出願も含む)



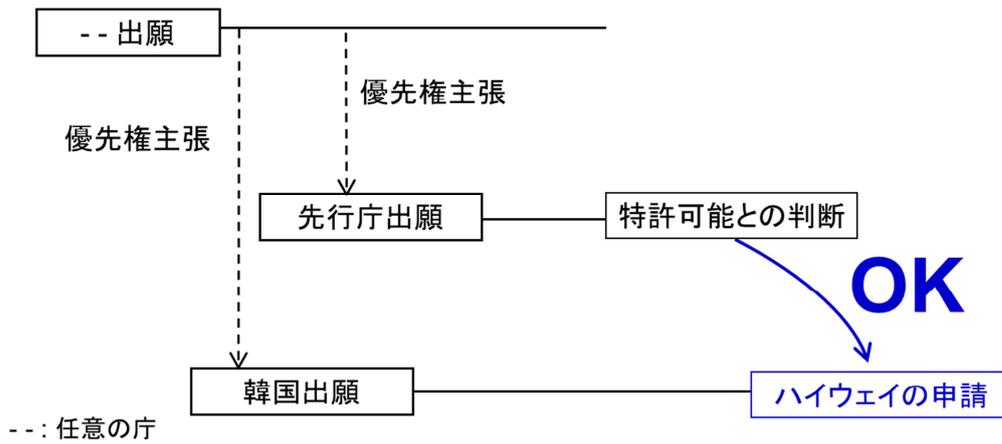
(図E) パリルート



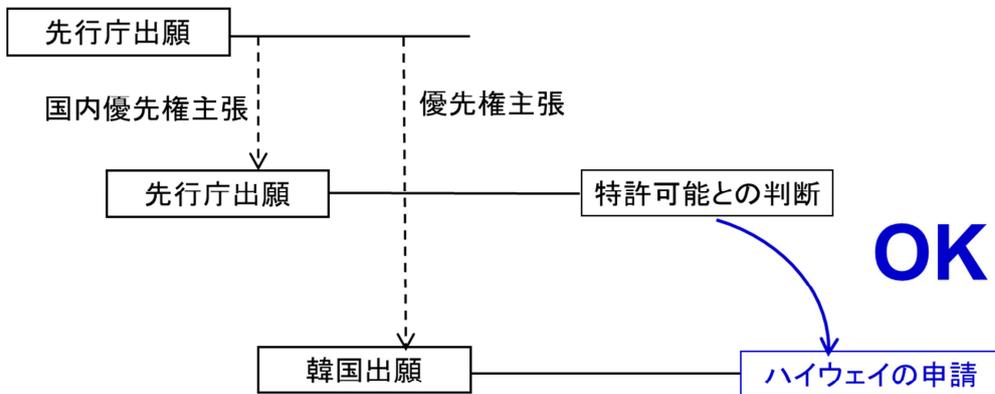
(図F) パリルート及びPCTルート

事例Ⅲ (図G,H,I,J,K,L)

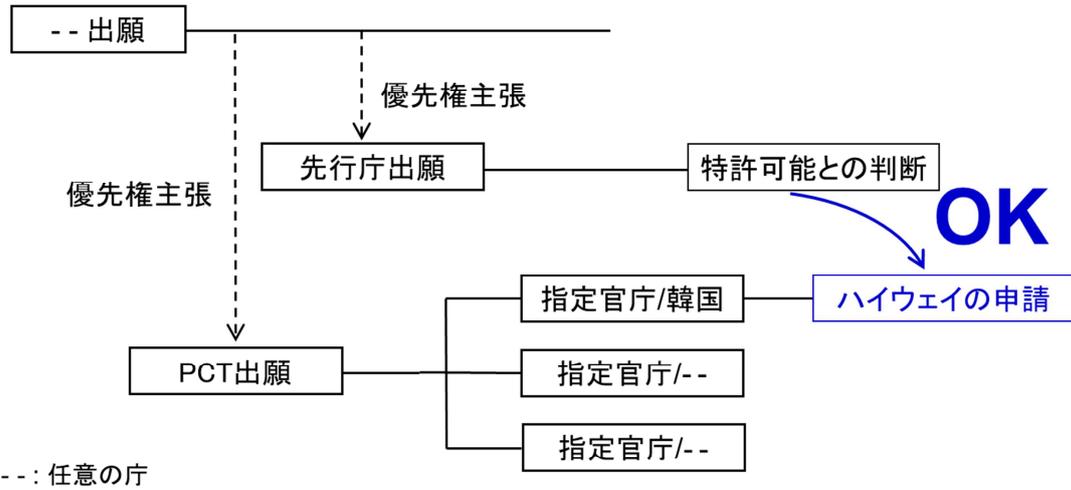
先行庁出願と同一の優先権基礎出願を有する韓国出願 (PCT出願の国内移行出願も含む)



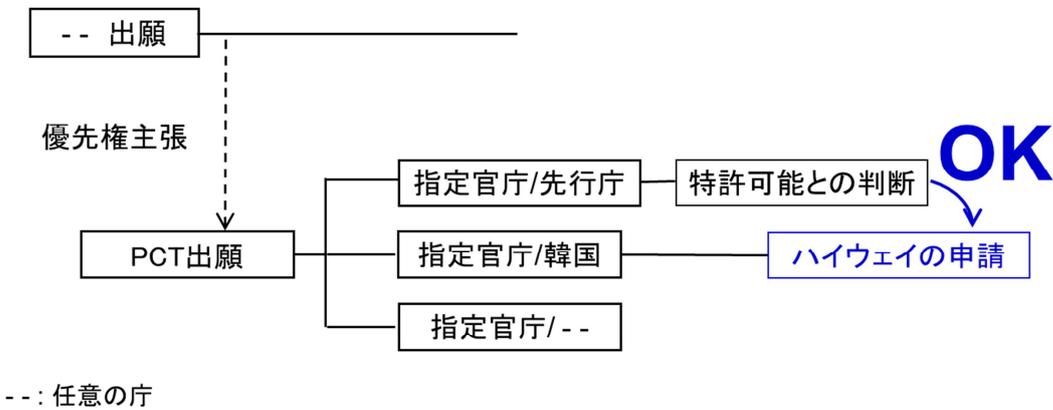
(図G) パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張



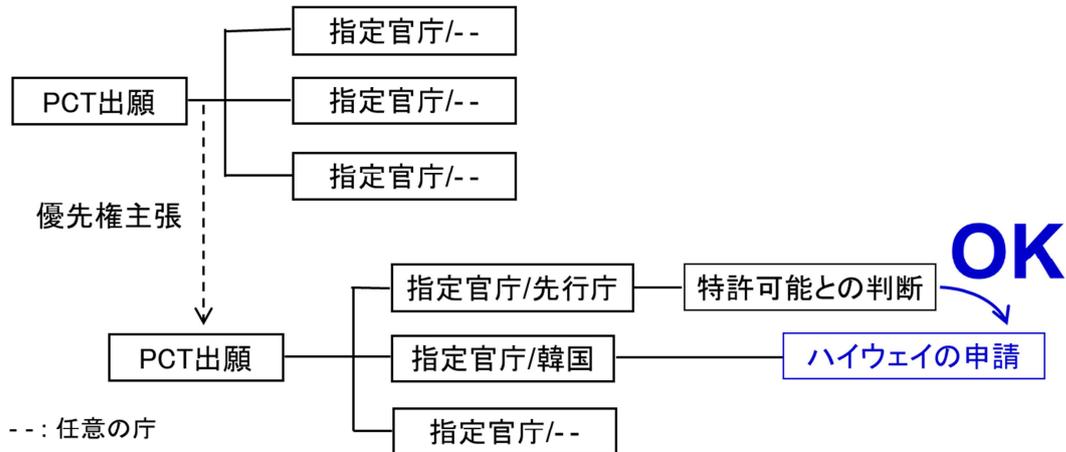
(図H) パリルート及び国内優先権主張



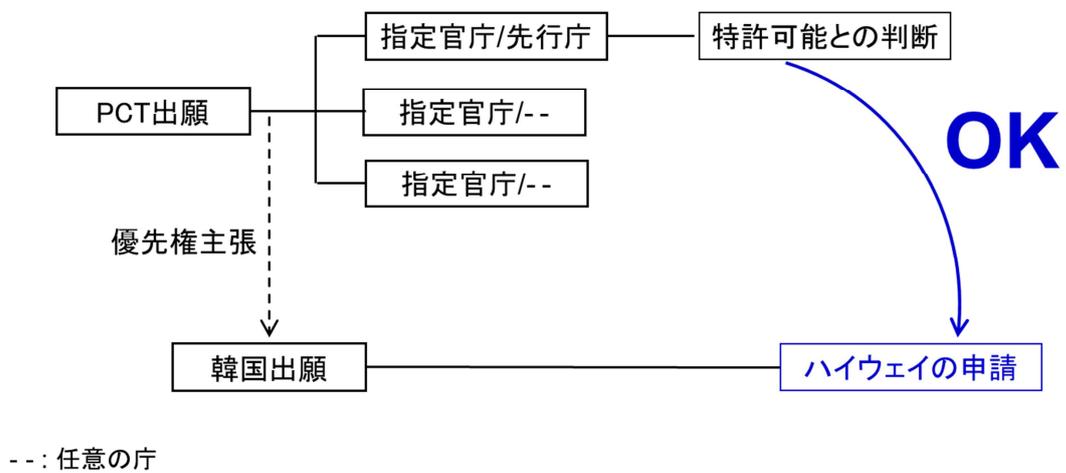
(図I) パリルート及びPCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張



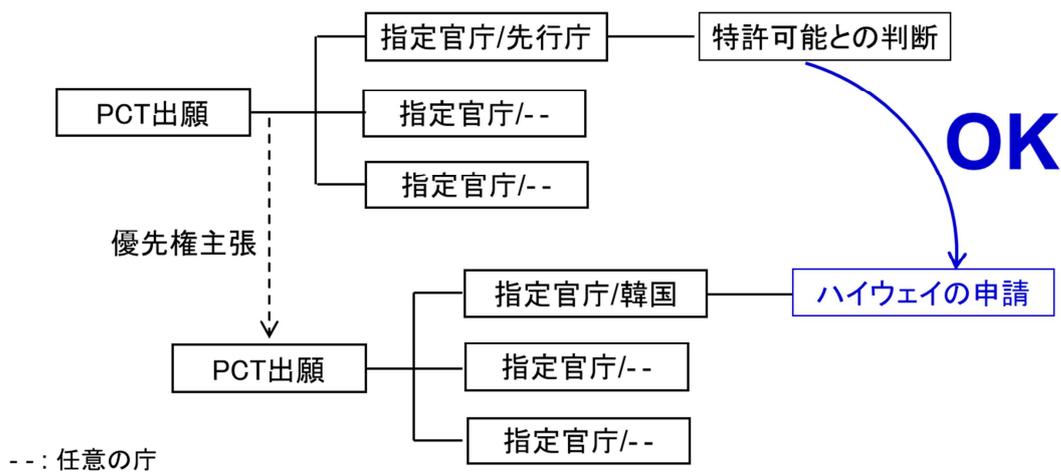
(図J) PCTルート



(図K) ダイレクトPCTルート及びPCTルート



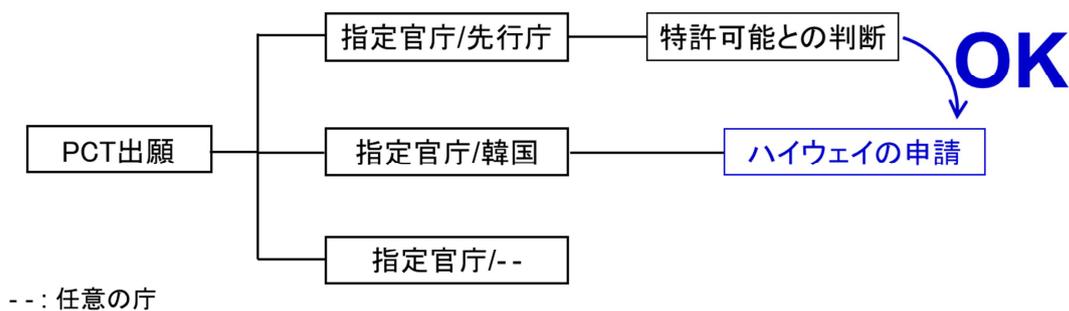
(図L) ダイレクトPCTルート及びパリルート



(図M) ダイレクトPCTルート及びPCTルート

事例Ⅳ(図N)

優先権主張を伴わないPCT出願の国内移行出願であって、韓国出願および先行庁出願が同一のPCT出願の国内移行出願であること

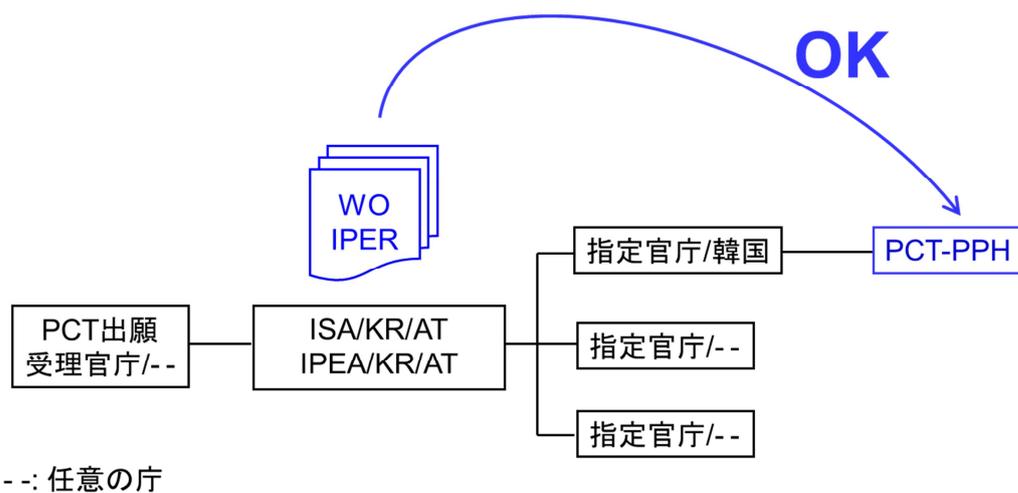


(図N) ダイレクトPCTルート

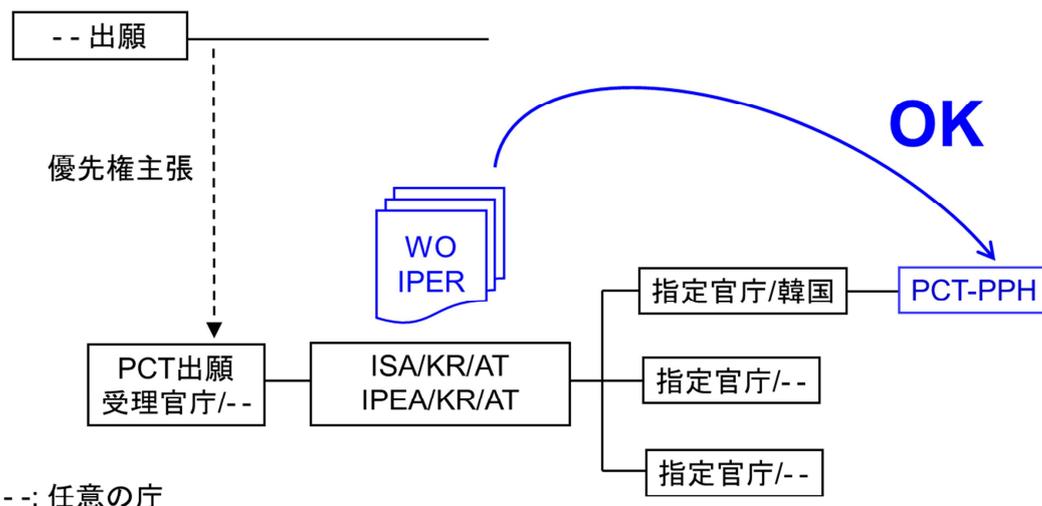
別紙Ⅱ
PCT-PPHの対象となる韓国出願の例

事例Ⅰ (図A,B,C)

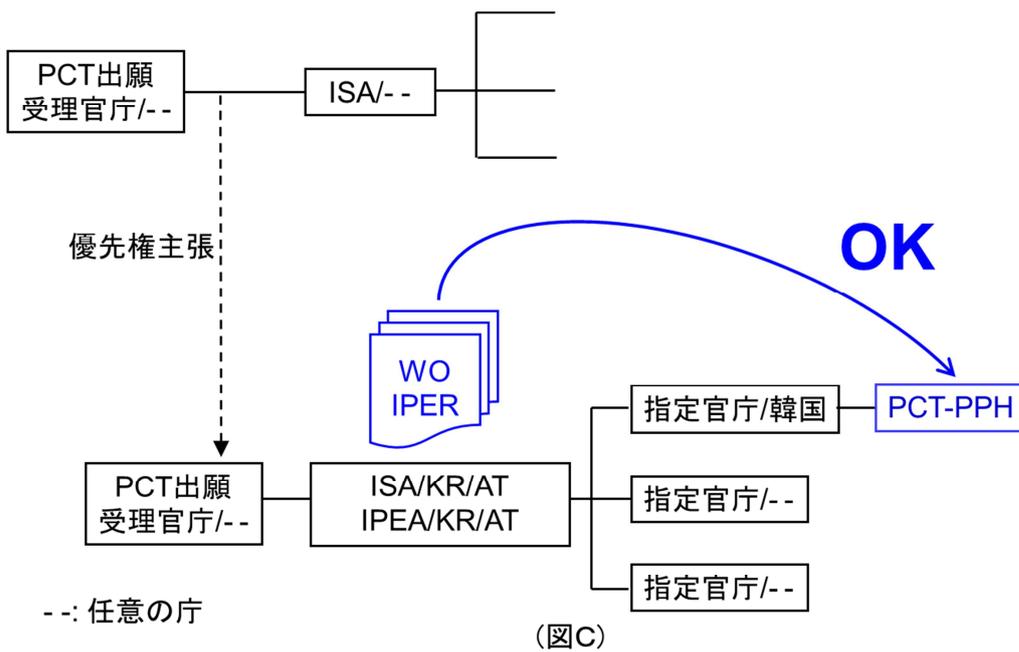
韓国出願は、対応する国際出願の国内段階である



(図A)

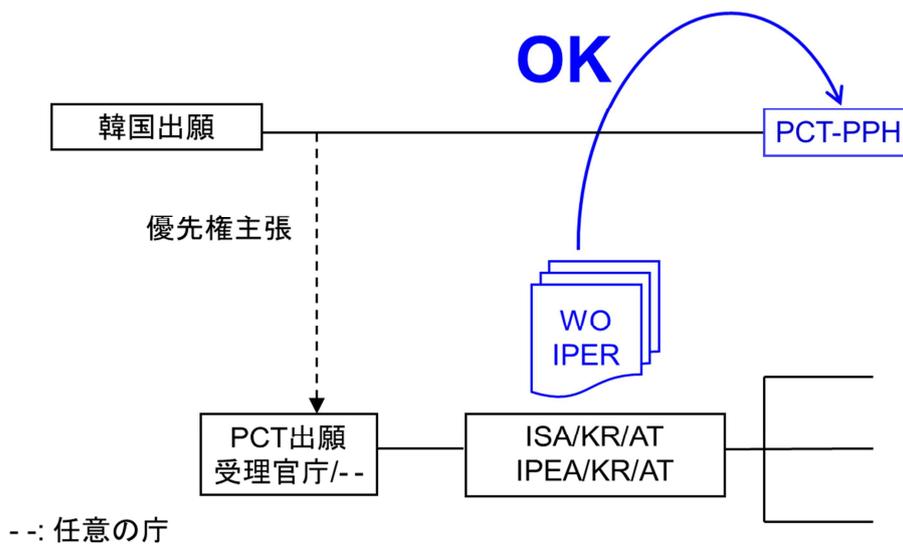


(図B)



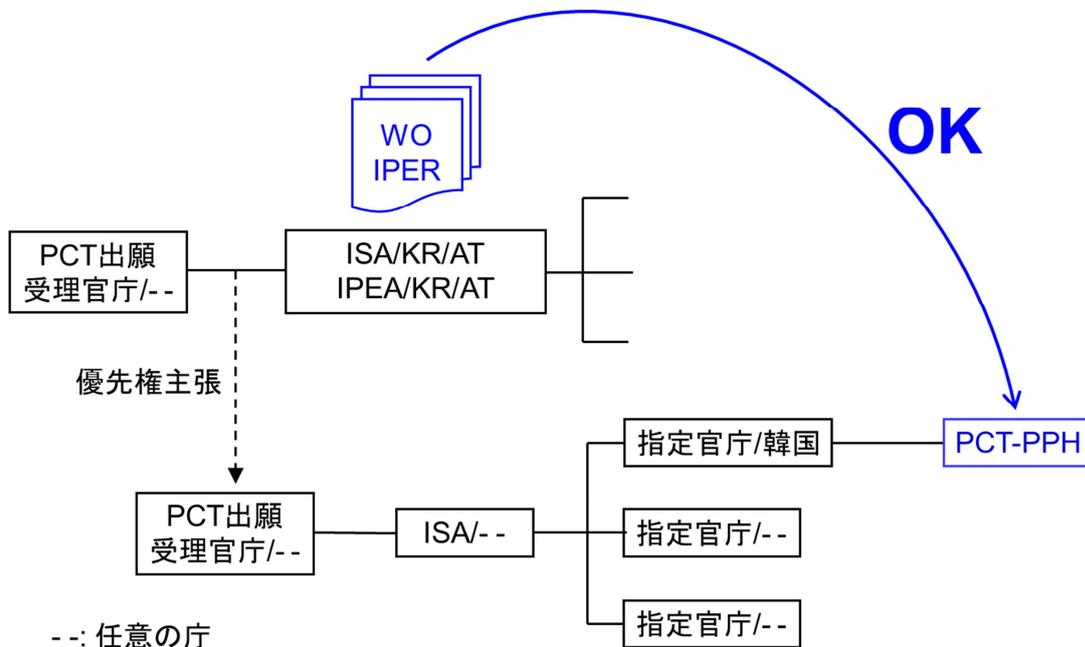
事例Ⅱ (図D)

韓国出願は、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



事例Ⅲ (図E)

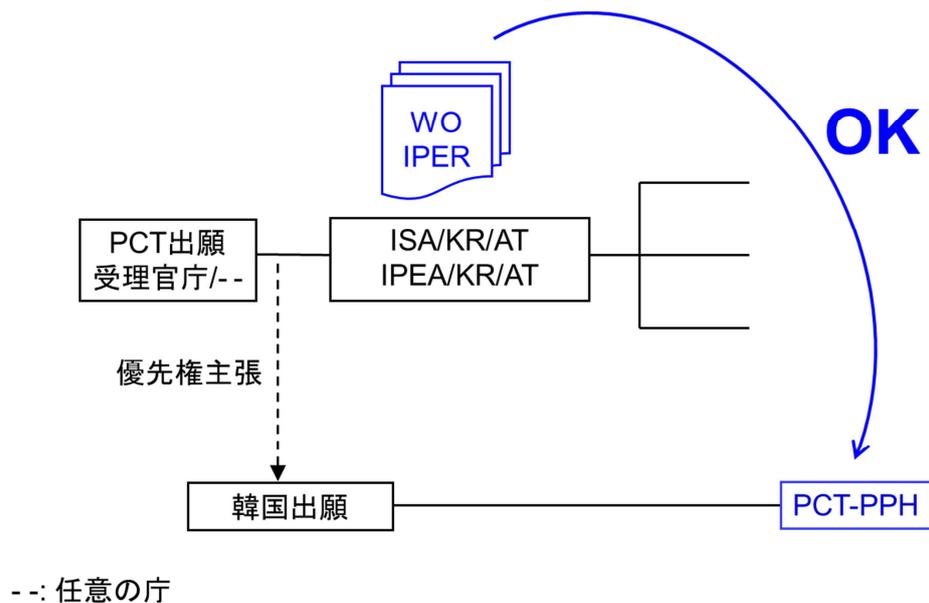
韓国出願は、対応する国際出願をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



(図E)

事例Ⅳ (図F)

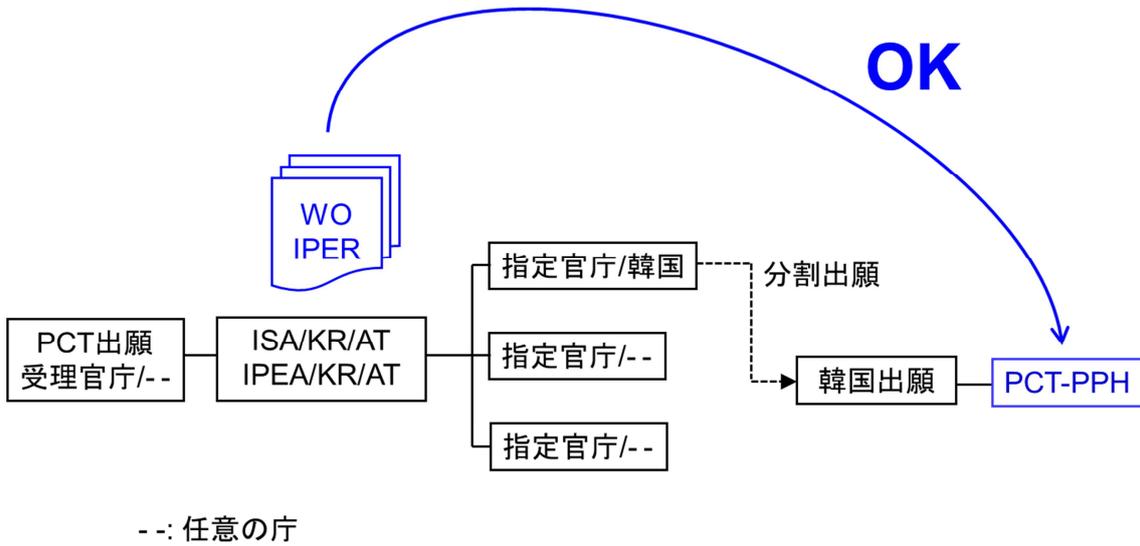
韓国出願は、国内出願であって、対応する国際出願を優先権主張の基礎とする。



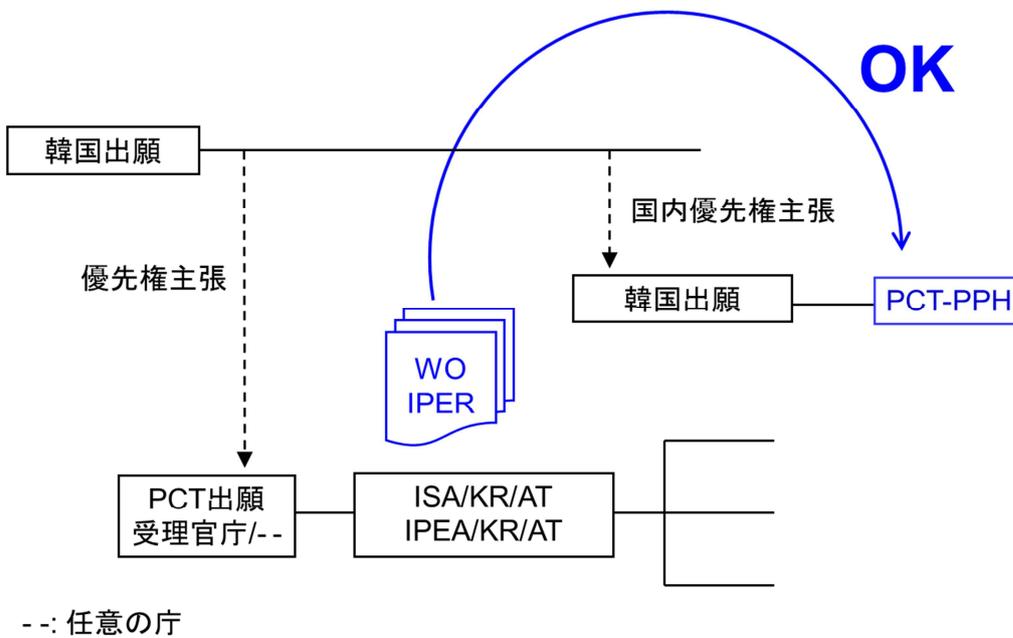
(図F)

事例V (図G,H)

韓国出願は、上記事例 I - V のうちの1つに該当する出願の派生出願(分割出願や国内優先権を主張する出願)である。



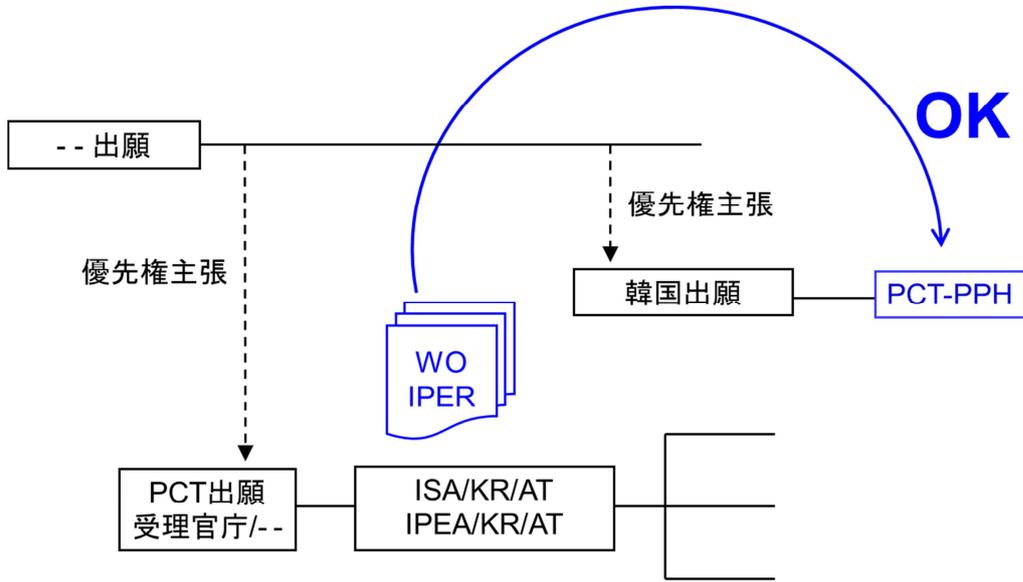
(図G)



(図H)

事例VI(図I)

韓国出願は、国内出願であって、対応する国際出願と同一の優先権を有する。



--: 任意の庁

(図I)

別紙Ⅲ
請求項対応の例

1.以下の事例(事例1～4)は、互いに十分に対応しているとみなされる。

事例	“特許可能”請求項		PPH請求項		対応
	請求項	表現	請求項	表現	
事例1	1	A	1	A	PPH請求項1は“特許可能”請求項1と同じ。
事例2	1	A	1 2	A A+a	PPH請求項1は“特許可能”請求項1と同じ。 PPH請求項2は、明細書に開示されている技術的特徴を追加することにより作成。
事例3	1 2 3	A A+a A+b	1 2 3	A A+b A+a	PPH請求項1は“特許可能”請求項1と同じ。 PPH請求項2,3は“特許可能”請求項3,2とそれぞれ同じ。
事例4	1	A	1	A+a	PPH請求項1は明細書に開示されている追加的な技術的特徴‘a’を有する。

2.以下の事例(事例5,6)は、互いに十分に対応しているとはみなされない。

事例	“特許可能”請求項		PPH請求項		対応
	請求項	表現	請求項	表現	
事例5	1	A 生産物	1	A' 製造方法	PPH請求項1は製造方法の請求項であるのに対し、“特許可能”請求項1は製造方法の請求項。 (“特許可能”請求項の技術的特徴は、PPH請求項の技術的特徴と同じであるが、両請求項のカテゴリーは異なる)
事例6	1	A+B	1	A+C	PPH請求項1は、請求項に係る発明の構成要素において、“特許可能”請求項1と異なる。 (PPH請求項は、“特許可能”請求項の技術的特徴の一部を変更することにより作成)